

下水熱利用に活用可能な支援制度（平成30年度）（1/4）

下水道エネルギー・イノベーション推進事業(社会資本整備総合交付金)【国土交通省】

対象者： 公共下水道管理者、流域下水道管理者

対象事業： 熱利用に必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその付帯施設の整備。

対象経費： 事業費

補助率： 1/2

連絡先： 各地方整備局建設部都市整備課等、北海道開発局事業振興部都市住宅課、沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課

サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）【国土交通省】

対象者： 省CO2技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）、建築主と一緒に・連携して省CO2技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

対象事業： ①住宅・建築物の新築、②既存の住宅・建築物の改修、③省CO2のマネジメントシステムの整備、④省CO2に関する技術の検証（社会実験・展示等） のいずれか、またはそれらの組み合わせによるプロジェクトのうち、省CO2の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたもの

対象経費： 建設工事等の経費（設計費、建設工事費、技術の検証費）及び附帯事務費

補助率： 補助対象経費の1/2以内

※1プロジェクトあたり5億円（評価委員会において必要と認められた事業については10億円。標準単価方式による場合は、採択プロジェクトの総事業費の3.5%）を上限とする。

※非住宅及び共同住宅の新築事業については、建設工事費に該当する費用の補助額は当該建設工事費の5%以内の額。

連絡先： サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）評価事務局

メール：shoco2@hyoka-jimu.jp FAX：03-3222-7722

既存建築物省エネ化推進事業【国土交通省】

対象者： 本補助金の交付を受けて省エネ化事業を行う建築主等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等を含む）

対象事業： 既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物（以下、「非住宅」という。）の改修

※構造躯体（外皮）、建築設備の省エネルギー改修工事、及び省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施するものを対象とする。

対象経費： 省エネルギー改修工事に係る補助額

建設工事等に係る補助額（工事費、設備費）、エネルギー使用量の計測等に係る補助額（工事費、設備費）、省エネルギー性能の表示に係る補助額（計算に要する費用、第三者評価を受ける申請費用、評価結果を表示するための費用）、附帯事務費）

バリアフリー改修工事に係る対象経費

補助率： 補助対象経費の1/3以内（上限額：1事業あたり5,000万円、設備改修に係るものは2,500万円）

※バリアフリー改修を行う場合は、当該改修に係る補助額として2,500万円または省エネ改修にかかる補助額を限度に加算

連絡先： 既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

メール：kaishu@hyoka-jimu.jp FAX：03-3222-7722



国土交通省

下水熱利用に活用可能な支援制度（平成30年度）（2/4）

地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（「分散型エネルギー・システム構築支援事業」のうち①「構想普及支援事業」及び②「エネルギー・システム構築事業」）【経済産業省】

- 対象者： ①日本法人である民間会社又は民間会社を主申請法人（幹事法人）とする共同体、もしくは地方公共団体（※地方公共団体が主申請者になることはできない。）
②日本法人である民間会社又は民間会社を主申請者とする共同体、もしくは任意団体等（※地方公共団体が主申請者になることはできない。）

対象事業： ①a 事業化可能性調査

- **一定規模のコミュニティの中で分散型のエネルギー・システムの設置等を伴う面的なエネルギー事業**の構築にかかる**事業化可能性調査**

①b マスタープラン策定

- 平成31年度から平成32年度までの間にシステム構築を開始することを前提とした、**一定規模のコミュニティの中で分散型のエネルギー・システムの設置等を伴う面的なエネルギー事業**の詳細なマスタープラン策定

②**先導的な分散型エネルギー・システム**を構築する事業。

対象経費： ①a 事業化可能性調査：調査に要する労務費、諸経費（謝金、旅費、外注費等）

①b マスタープラン策定：策定に要する労務費、諸経費（謝金、旅費、外注費等）

②事業費（設計費、設備費、工事費、諸経費等）

補助率： ①a 事業化可能性調査：3/4以内（上限額：750万円）

①b マスタープラン策定：3/4以内（上限額：2,000万円）

②民間団体等：1/2以内、地方公共団体と共同実施する民間団体等：2/3以内、専ら化石燃料を使用するコーチェネレーション設備の設備費及び工事費：1/3以内

連絡先： 一般社団法人 低炭素投資促進機構 スマートコミュニティ業務推進部

電話：03-6264-8381 メール：smart@teitanso.or.jp ※質問票を用いてメールで問い合わせ

地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）【経済産業省】

対象者： 再生可能エネルギー利用設備を導入する民間企業及び個人事業主

対象事業： 日本国内において、補助対象設備の要件（※）を満たす**再生可能エネルギー熱利用設備**を導入する事業

※共通要件として、熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合（再エネ率）が10%以上、又は再生熱の年間総発熱量200GJ以上。下水熱（温度差エネルギー利用）の場合の追加要件として、熱供給能力0.10GJ/h(0.024Gcal/h)以上。

対象経費： 設計費、設備費、工事費

補助率： 補助対象経費の合計額の1/3

※1申請あたりの補助金上限額は1億円/年度とする。

連絡先： 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第三グループ 再生可能エネルギー熱事業者支援事業担当

電話：03-5565-3850

下水熱利用に活用可能な支援制度（平成30年度）（3/4）

廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業
（「I. 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業」
及び「II. 低炭素型の融雪設備導入支援事業」）〔環境省〕

対象者： 民間企業、独立行政法人、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、都道府県・市町村・特別区及び地方公共団体の組合、法律により直接設立された法人、その他環境大臣の承認を得て補助事業が適当と認める者

対象事業：（I）地域で未利用な、又は効果的に活用されていない熱や湧水等の資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進する先進的でモデル的な取組に必要な設備等の導入を行う事業 ※なお、バイオマス資源の利用を対象とするものを除く。

（II）地中熱、地下水熱、温泉熱、下水処理熱または工場等温排熱を熱源とし、熱交換器やヒートパイプ等を用いて融雪設備を導入する事業

対象経費：工事費、設備費、業務費、事務費、その他必要な経費

補助率： 指定都市以外の市町村：2/3、都道府県・指定都市又は特別区：1/2、その他：1/2

連絡先： 一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部 メール：miryou30@lcspa.jp

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業〔環境省〕

対象者： 事務事業編等の強化・拡充支援事業（第1号事業）：都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

事務事業編等に基づく省エネ設備等導入支援事業（第2号事業）：①都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合。②民間企業（①と共同申請する事業者）

対象事業：（第1号事業）以下全てに該当。①事務事業編を政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業。②事務事業編に基づく取組が現行のものと比べて大幅な強化・拡充となるもの。③カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業。

（第2号事業）先進的・モデル的な取組によりカーボン・マネジメントに係るノウハウの普及を目的とする事業（技術実証を除く）。以下の全てに該当。①事務事業編に位置付けられたもの又は事務事業編に位置付けられることが見込まれるもの。

②エネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する設備等（その付帯設備、エネルギー需給を制御するためのシステム及びその関連設備を含む。）を庁舎等に導入する事業であり、事業終了後にエネルギー起源CO₂の排出削減効果が定量的に検証できるものであること。③）「平成29年度版 L2-Tech リスト」（環境省）に基づく次の表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

対象経費：（第1号事業）人件費、業務費 （第2号事業）工事費、設備費、業務費、事務費

補助率： （第1号事業）都道府県・政令市の場合 1/2、政令市未満市町村・特別区及び地方公共団体の組合の場合 定額

（第2号事業）都道府県・政令市・民間企業 1/3、財政力指数が全国市町村平均以上の政令市未満市町村・特別区及び地方公共団体の組合の場合 1/2、財政力指数が全国市町村平均未満の政令市未満市町村・特別区 2/3

連絡先： 一般財団法人環境イノベーション情報機構 メール：jigyo-0@jigyo.eic.or.jp

下水熱利用に活用可能な支援制度（平成30年度）（4/4）

L2-Tech導入実証事業〔環境省〕

対象者： 民間企業、独立行政法人、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、都道府県・市町村・特別区及び地方公共団体の組合、法律により直接設立された法人、その他環境大臣の承認を経て財団が認める者

対象事業：**L2-Tech（先導的低炭素技術）リストに拡充予定のある先導的な設備・機器や、商用化の初期段階にある設備・機器を用いた当該技術やシステム**について、導入実証を行う事業

※実運転を行い、エネルギー消費量、CO₂削減量、費用対効果と合わせて運用条件、稼働実績に関するデータの取得が可能な事業であること。

※国内の事業場・工場において、設備・機器の効率向上ではなく、適切な計画設計を通じエネルギー需要を制御することにより利便性や効用を維持しつつCO₂排出量を削減する技術やシステムであること。

※技術やシステムを導入した場合のCO₂削減効果が優れ、かつ先導性があり波及効果が期待できる事業であること。

対象経費：工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費、事務費、その他必要な経費

補助率： 補助対象経費の1/2

連絡先： 公益財団法人北海道環境財団 補助事業部

電話：011-206-1573 メール：l2_ask@heco-hojo.jp ※問い合わせは原則メール

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 資源利用係

TEL：03-5253-8427 FAX：03-5253-1596

